

説 明 書

「長崎大学（坂本2）総合研究棟（旧第1中央診療棟）改修設計業務」に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外です。

記

- 1 公 示 日 令和4年1月14日
- 2 発 注 者 国立大学法人長崎大学長 河 野 茂
- 3 担当部局 〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号
長崎大学施設部施設企画課施設企画班
電話 095-819-2175
FAX095-819-2133
- 4 業務概要
 - (1) 業務名 長崎大学（坂本2）総合研究棟（旧第1中央診療棟）改修設計業務
 - (2) 業務内容 旧第1中央診療棟（S52, 610㎡）改修に係る設計業務
 - (3) 履行期限 令和4年3月31日（木）
ただし、財政法上の定めによる承認を得た後に令和4年8月19日（金）まで延長予定である。
 - (4) 業務の詳細説明 別紙「設計業務委託特記仕様書」のとおり
 - (5) その他
本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり
- 6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

7 技術提案書の提出者に要求される資格

- (1) 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における令和3・4年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者。
- (3) 経営状況が健全であること。
- (4) 不正又は不誠実な行為がないこと。

不正又は不誠実な行為とは、文部科学省及び国立大学法人等において、契約の履行が不適切な状態が発生し、現に継続している事例をいう。

- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。また、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

- ① 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ② 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- ③ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- ④ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

また、「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

- (8) 一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。なお、配置する管理技術者は、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同上に定める定期講習を受講していること。（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは70分の40】
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは70分の30】
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは300分の40】
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは300分の30】
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (3) 業務の実施方針【審査のウェイトは300分の100】
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲
- (4) 課題についての提案【審査のウェイトは300分の130】
「建築物の省エネルギー性能指標（ $BEI \leq 0.5$ 、ZEB Ready）を達成するための方策について」

10 公示の写し 別紙のとおり

11 契約書の作成の要否等 要 別紙「設計業務委託契約書（案）」により契約書を作成する。

12 支払条件 委託報酬（前払金を含む）は、請求に基づき2回以内で支払う。

13 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記7(1)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記16(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等
- ① 提出期限 令和4年1月24日（月）12時00分 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日

(以下「休日」という。)は受付けない。

- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送(書留又は配達証明に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。提出書類は、ホッチキス止め、プレゼンファイルレール式等による取り纏めとせず、クリップ止め等による簡易な形式で提出すること。
- ④ 提出部数 1部:参加表明書
6部:技術資料

14 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。ただし、記7(1)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 記8に掲げる基準に基づき、技術提案書を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、書面により通知するとともに、提出要請者を閲覧及び掲示により公表する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 令和4年2月3日(木)から ただし、休日は行わない。
 - ② 閲覧場所 記3に同じ
 - ③ 閲覧時間 9時00分から17時00分まで

15 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和4年2月15日(火)12時00分 ただし、休日は受付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留又は配達証明に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 令和4年2月25日(金)
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

16 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和4年2月14日（月）12時00分 ただし、「休日」は受付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留又は配達証明に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。
提出書類は、ホッチキス止め、プレゼンファイルレール式等による取り纏めとせず、クリップ止め等による簡易な形式で提出すること。
 - ④ 提出部数 1部：技術提案書
6部：技術資料
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

17 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記16(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、書面により通知するとともに、技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 令和4年2月22日（火）から
 - ② 閲覧場所 記3に同じ
 - ③ 閲覧時間 9時00分から17時00分まで

18 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書の特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和4年3月3日（木）12時00分 ただし、休日は受付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 令和4年3月11日（金）
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

19 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、次により提出すること。
 - ① 提出期限 令和4年2月4日(金) 12時00分 ただし休日は受付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 質問書により shisetsu_keiri@ml.nagasaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイルで送信すること。
- (2) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 令和4年2月8日(火)
 - ② 回答方法 長崎大学施設部ホームページにて掲載する。
- (3) (2)②の質問回答書の閲覧期間及び場所
 - ① 閲覧期間 令和4年2月8日(火) から令和4年2月13日(日) までの9時00分から17時00分まで。
 - ② 閲覧場所 記3に同じ

20 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 同一の者が単体又は設計共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力設計事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
 - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
 - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ

- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の非選定理由及び技術提案書の非特定理由に対する説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に書面により文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。
- ① 提出期間
- 回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内の9時00分から17時00分までに行うこと。ただし、休日は受付けない。
- ② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、記3に同じ。
- (14) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。